

第5回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月13日（金） 午前10時00分～
2. 場 所 野辺地町役場 第3会議室
3. 会議に出席した委員
2番 毛利 勝 廣 3番 野 坂 長太郎 4番 村 山 勝 雄
5番 田 村 敬 一 6番 福 士 重 光 7番 高 松 誠
8番 魚 住 ゆり子
4. 会議に欠席した委員
1番 野田頭 政 子 9番 高 田 光 雄
5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員
野 坂 勝 杉 山 福 行 古 沢 高 明
村 山 茂 二ツ森 均 江刺家 昭 彦
6. 会議に欠席した農地最適化推進委員
柴 崎 幸 三
7. 会議に出席した職員
総括主査 吹越 麻衣子 総括主査 黒澤 晋一
8. 会議に付した案件
議案第7号 最適化活動の目標の設定について
議案第8号 野辺地町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する
指針について
議案第9号 農地・非農地の判断について
報告第5号 農地法第3条の3について
報告第6号 農地法第18条について
報告第7号 非農地証明願について
9. 議事の概要
以下のとおり。

— — — — —

【開会時刻 10時00分】

職務代理

ただいまから、野辺地町農業委員会、第5回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、
本会議は成立いたします。
本日の付議案件は3件、報告が3件となっております。
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議事録署名者は議長職務代理の指名で差し支えありませんか。

委員

(異議なし)

職務代理

異議なしと認め、5番 田村 委員と、6番 福士 委員にお願いします。

議事に入ります。
「議案第7号 最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページ、お開き願います。
議案第7号 最適化活動の目標の設定について農林水産省から目標の設定
を行うよう通知があったことから、令和4年度の目標を設定するため審議す
るものであります。
議案書2ページからが、事務局で作成した目標案となっております。
「1最適化活動の成果目標」(1)農地の集積について、現状管内の農地面
積は652ha、これまでの集積面積は198.9ha、集積率30.5%とな
っております。この集積率について、年度末に町農林水産課から説明があ
った町の基盤強化の促進に係る基本的な構想、いわゆる町の基本構想にお
いて、令和12年度までに集積率を90%、(公共機関所有の農地を除くと5
3.3%)まで上昇させることを目標としておりますので、町基本構想の目
標と足並みをそろえる形で、表の左上「農地の集積の目標年度」は令和12
年度、右に移り「集積率」は90%としております。
表の真ん中「今年度の新規集積面積」は5.2ha、今年度末の集積面積2
04.1ha、今年度末の集積率31.3%を目標と設定しております。
次に(2)遊休農地の解消について、昨年度末時点での遊休農地面積は1
09haとなっており、109haのうち32haが昨年度中に新規発生した遊
休農地、残りの77haが昨年度以前から遊休農地である農地となっていま
す。これらの遊休農地について、今年度は昨年度中に新規発生した遊休農地
を解消するよう32haに目標を設定しております。
次に(3)新規参入の促進についてですが、ここでの目標は新規参入者の
数ではなく、いつ新規参入希望があっても貸付け等出来る農地を提供するた
め、事前に農地所有者に貸付けの同意を得ておく農地の面積が目標となりま
す。
目標面積の設定においては、注釈にあるように過去3年度の貸借等の権利

移動面積の1割以上となる1.2haを目標値としております。

次に「2最適化活動の活動目標」(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、別冊資料1・2ページに活動計画案がありますのでご覧ください。主な活動としては毎月の総会の後に集積に係る情報交換の時間を設けたいと考えておりますので関連する日数として約2日分、遊休農地の解消に関連し、皆さんのお仕事や出かける際に農地の見回り等をしていただく日数として3.5日分、その他9月に農地パトロールや昨年同様耕作放棄地の解消事業を実施する分など0.5日分、合わせて6日分の活動を計画案として作成しております。活動計画の詳細な中身については、総会後の活動記録簿の書き方研修の際にご説明したいと思いますが、例年年度末に皆さんにお支払いしている最適化活動に係る報酬の財源となっている交付金の交付要件が今年度大きく変わり、月平均5日未満の活動であれば交付金は支払うことが出来ず、報酬がお支払いできなくなることから、そうした事態を避けられる活動日数で計画しております。

なお、例えば体調不良や入院、農作業の繁忙期などで活動が出来ない場合などは活動対象の月から外せるといった救済措置もあるとのことですが、詳細については県を通して国に確認しておりますので、明確になった際に改めてお知らせいたします。

それでは次に、(2)活動強化月間の設定目標について、こちらも交付金の要件に追加されたもので、3月以上の設定が必要なことから、9月に遊休農地解消の取り組みとして耕作放棄地の解消事業、11月に農地集積の取り組みとして農地所有者への意向調査アンケート実施数を1世帯増やす、1月に遊休農地解消の取り組みとして現況が宅地や山林となっている農地の確認と非農地処理の3月を設定しました。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標ですが、最低1名が何らかの相談会へ参加する必要があることから、例年町の移住担当者が参加している移住相談会に参加してもらい、農地のことや町の農業について相談者へ対応していただく予定としております。

以上が令和4年度の農地の最適化活動の目標案となります。

難しい表現もあり、今年度からの委員の活動は難しそうだなど感じた方もいるかと思いますが、基本的にこれまでどおりの活動で構いません。活動記録簿だけは忘れずにご記入いただきたいと思います。

以上で議案第6号の説明を終わります。

職務代理

それでは議案第7号について、御審議願います。
御質問等ございませんか。

3番

全部の目標、達成は難しそうだ。達成するように努力はするんだけど、去年も草刈りして農地整備したけど、誰も借りる人いないの。

事務局

まだ整備途中でして、借りる方は決まっていません。

3番

これからも、借りる人を探すのが先か、農地を整備する方が先か、どっちなの。

事務局

両方です。

3番

去年の場合も借りる人を見つける前にやって、農地も借りる人がいないの

	であれば先に借りる人を見つけてからの方がいいのでは。
事務局	農地が完全に使える状況にないので、借りたいという人はいるのですが、まだお渡しできる状況になっていません。
3番	これからもそういう風にやっていくってことだ。
事務局	そうですね。場所はいい場所なので、ここであればいい場所だという農地を皆さんに見つけていただき、整備してお渡ししていけたらと考えています。
3番	農業者新聞を見ていれば全国的にいい農地はもう貸切っていて、借りる面積は落ちてきている。残っている農地は悪い農地が多い。野辺地だといいい農地でも借りる人が少なくて、悪い農地だとなおさらだし。
事務局	県の方でも、この遊休農地の解消について色々と力を入れていまして、耕作放棄地を解消するというのも事業としてあります。そういったものも今後活用していくのも手としてあります。
3番	解消しても借りる人がどれくらいいるかな。新規参入者でも法人でも、見つけてからやるのか、やってから見つけるのか、借りる人がいないのに去年みたいに草刈しても意味がないような気がする。難しいところだな。 野辺地は面積が一番小さいんだよ。
4番	先般東欧日報に載っていた。
3番	川目なんかはカヤが育っていて刈ってからでないとい借りる人も借りれない。田んぼだと田んぼしかできないし。まあ、目標は目標として少しずつでもやっていかないとだな。 〇〇〇〇はどうなの。
職務代理	畑だけ借りているから田んぼは全然。
3番	今考えているのは〇〇〇〇、〇〇〇〇。ああいうところに〇〇〇〇用に貸すのはどうかな。交渉してみたらどうかな。
事務局	はい。川目でそういったお話を伺っていたので、いい農地をいくつか見つけてお話しできたらと思います。
3番	ある程度団地化した農地じゃないとだめでしょ。
5番	まとまった農地じゃないと。
3番	まとまってはいても10年も減反してるから水はけなんかはまあいいとは思うけど、集中豪雨なんかきたらわかんないな。また、目標は目標として。
2番	去年整備した農地に客土入れてたと思うけど、どのくらい入れたの。
事務局	

3 番	<p>トラックで7・8台くらい入れています。</p> <p>あれ3反歩で30cmとして、大型トラックで8トンくらいって考えたら、1反歩20から30ないとだから、少なくとも50台分くらい入れないと畑として使えない。1台5,000円くらいとしてもいくらくらいかかるよ。そうやって畑にして渡すのにもすごい大変なのよ。だから先に相手を見つけてやるのであればやりがいもあるよ。ただ労力使うのだと。</p>
2 番 事務局	<p>客土が少ないもの。農地の端っこが隠れるくらいでないと。</p>
3 番 事務局	<p>根っこを取り切れなかったので取り除いてからと考えています。</p> <p>今年も3反歩やってみるか。</p>
3 番 事務局	<p>これまでの意見をご参考に、今年度の耕作放棄地の解消事業を検討していきます。</p>
3 番 事務局	<p>やれば最適化のやつになるものね。</p>
職務代理	<p>そうです。</p>
3 番	<p>その他、何かありませんか。</p>
職務代理	<p>推進委員の活動だから推進委員の人から何かないかな。農業委員ももちろんやるけど、推進委員の活動だから。</p> <p>長芋なんか、東北町とかで団地化してるから借りる人いるけど、野辺地だと借りる人がいないかどうかだ。</p>
委 員	<p>他、なにかありませんか。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。</p>
職務代理	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり決定することといたします。</p>
事務局	<p>次に、「議案第8号 野辺地町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページ、別冊資料は3ページをお願いします。</p> <p>議案第8号 野辺地町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議案第7号において令和4年度の最適化活動の目標を設定しましたが、より具体的かつ中長期的な最適化の推進活動の目標及び方法を策定するため審議するものであります。なお、本指針は平成30年1月22日に策定しており、今回はその内容を見直すものとなります。</p> <p>議案書5・6ページに指針の改定案を示しております。</p> <p>「1 遊休農地の解消について」令和8年度までに109haの解消を目標とし</p>

<p>職務代理</p>	<p>ております。目標設定の考え方としましては、令和4年度は昨年度中に新規発生した遊休農地分の32haを解消するものとし、その後4ヵ年で約20ヘクタールずつ解消するようにしております。なお、年度内に新たに発生した遊休農地は、下の遊休農地解消の具体的な取組黒ぼつ2つ目と3つ目に記載しておりますように中間管理機構への貸付および非農地判断により年度内に解消するように活動いたします。</p> <p>次に、「2 担い手への農地使用集積について」ですが、こちらは町の基本構想において令和12年度までに268ha集積を目標としていることから、基本構想と足並みをそろえる形で目標を設定しております。</p> <p>最後に「3 新規参入の促進について」ですが、町の基本構想において令和3年度から令和12年度末までの間に5名確保することを目標としていることから、2年度毎に1経営体が新規参入できるよう取り組みをしていくように目標設定いたしました。</p> <p>以上が指針の改訂案となります。説明は以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは議案第8号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。</p>
<p>職務代理</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員</p>	<p>議案第8号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。</p>
<p>職務代理</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、「議案第9号 農地・非農地の判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>議案第9号 昨年度の利用状況調査により農地としての利用が不可能と判定した農地について、利用意向調査の回答が得られたことから農地・非農地の判断を求めるものであります。</p> <p>合計筆数は21筆、合計面積は34,358㎡です。</p> <p>いずれの土地も長年休耕しており、利用意向調査において賃借予定も耕作予定も無いと回答を得ております。</p> <p>以上で議案第9号の説明を終わります。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは議案第9号について、御審議願います。 御意見等ございませんか。</p>
<p>職務代理</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員</p>	<p>議案第9号について、非農地とすることで御異議ございませんか。</p>
<p>職務代理</p>	<p>(異議なし)</p>

<p>事務局</p>	<p>異議ないものと認め、議案第9号については非農地とします。 次に、「報告第5号 農地法第3条の3」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。</p> <p>議案書8ページをお開き願います。 報告第5号 農地法第3条の3 相続等による権利移動について報告します。</p> <p>【議案書をもとに説明】</p> <p>以上で報告第5号の説明を終わります。</p>
<p>職務代理 委員</p>	<p>それでは、報告第5号について、御意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>職務代理</p>	<p>次に、「報告第6号 農地法第18条について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書9ページをお願いします。 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、土地の貸借の合意解約通知があったので報告します。</p> <p>【議案書をもとに説明】</p> <p>報告第6号については以上です。</p>
<p>職務代理 委員</p>	<p>それでは、報告第6号について、御意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>職務代理</p>	<p>次に、「報告第7号 非農地証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書10ページをお開き願います。 報告第7号 非農地証明について、農地法の適用を受けない旨の証明をしたので、報告します。</p> <p>【議案書をもとに説明】</p> <p>報告第7号の説明については以上です。</p>
<p>職務代理 委員</p>	<p>それでは、報告第7号について、御意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>職務代理</p>	<p>意見等ないようですので、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会時刻10時27分】</p>

